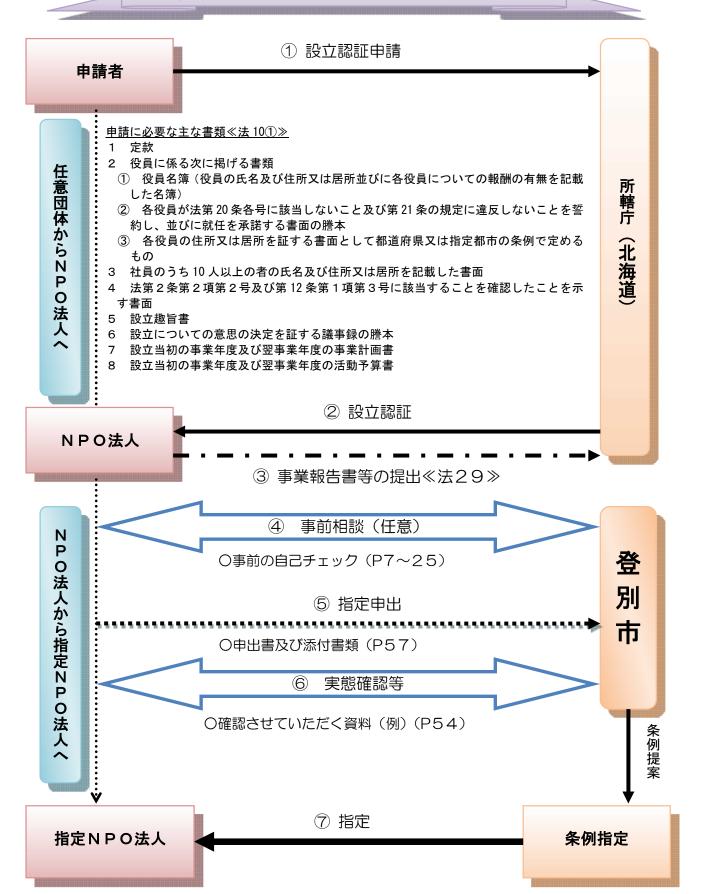
第2章 指定NPO法人制度(導入編)

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、条例で定めるところにより、市に提出することとしています(条例3)。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります(条例4①(10))。

◎指定を受けるための申出書及びその添付書類(条例等で定める書類)

<u>©</u> ,	<u> </u>								
	申出書								
	① NPO法人の名称								
	② 代表者の氏名								
記	③ 主たる事務所の所在地								
	④ その他の事務所の所在地								
載	⑤ 設立の年月日								
事	⑥ 現に行っている事業の概要								
	⑦ 事業年度								
項	⑧ 過去の指定及び指定の取消しの有無								
	⑨ その申出において適用する公益性要件								
	⑩ 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名								

申出書の添付書類

- ① 寄附者名簿(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ② 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ④ 事業報告書等(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ⑤ 役員名簿(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ⑥ 定款(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- (注) ①の書類については、条例第4条第1項第2号ウ~カの基準に適合する法人は、添付の必要はありません。(条例3②)

(参考)

- NPO法人が毎事業年度1回所轄庁(権限移譲市町村長を含む)への提出が必要な書類
- ① 事業報告書(前事業年度分)
- ② 貸借対照表(前事業年度分)
- ③ 活動計算書(前事業年度分)
- ④ 財産目録(前事業年度分)
- ⑤ 年間役員名簿(前事業年度分)
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面(前事業年度末日現在)

3 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の10項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目1-①・②・③・④・⑤、2、3、5-D・Eは<u>実績判定期間</u>において、項目1-⑥は<u>申出日の前日</u>において、項目 4、5-A・B・C、6、7、8は、<u>申出時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。</u>
- O 実績判定期間とは、指定基準の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度(指定を受けたことのない法人の場合は、そのうち任意の2事業年度)分を対象とします。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

	①【相対値基準】経常収入金額のうち寄附金等収入金額の割合が20分の1以上	
1	である(P9) 又は	
	② 【絶対値基準】3,000円以上の寄附者が年平均25人以上である(P10)	
	又は	
	③ 国、地方自治体等からの委託事業、補助金交付による事業を実施(P11)	
	又は	適・否
	④ 市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上、	A2 L
	かつ実従事者10人以上である(P12)	
	又は	
	⑤ 市民を対象とした催物を各事業年度2回以上開催し、かつ、参加者が延べ50人以上である(P13)	
	又は	
	* ***	
	⑥【道条例個別指定法人】道条例により指定されている(P14)	
	市内において、事業活動を国、地方公共団体、企業、団体等と協働している実績が	
2	各事業年度1回以上ある(P15)	適・否
3	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P16)	適・否
	VELVA COLOR TO A CARROLL CONTROL TO A COLOR	\-
4	運営組織及び経理が適正である(P18)	適・否
_	本光でもの中点は空間でも 7 (D40)	`* *
5	事業活動の内容が適切である(P19)	適・否
6	情報公開を適切に行っている(P20)	適・否
O	1月刊公田で辿りに11.7 (いる(ア20)	地 - 古
7	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P21)	適・否
,	///+p// 1~クン U C 才木状口目がC C 1た山してv "の(「41/	ᄤᅟᄆ
		-
8	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P22)	適・否
	ストケン・1 HV 11 mg、4 単下グ / のサクサル でv : /1 22/	₩ <u></u> ⊔
9	設立の日から1年を超える期間が経過している(P23)	適・否
10	市税の滞納をしていない(P24)	適・否
	— 欠格事由のいずれにも該当しない(P25) —	適・否
	プ 注 会 / だ さい エ	

ご注意ください!

- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全ての チェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- O ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽にお問い合わせください。

― 実績判定期間について ―

O 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間(指定を受けたことのない法人の場合はそのうち任意の2年度)です。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日) _ B. 直前終了事業年度

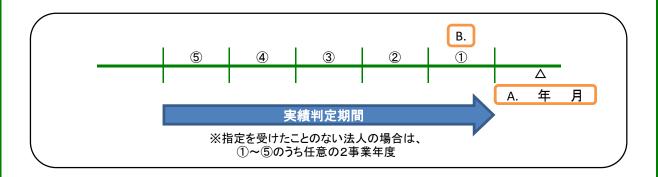
(① 年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの1年前事業年度 2 (年 月 日 ~ 年 月 日) Bの2年前事業年度 ③ (年 月 日 ~ 年 月 日) **4** (月 Bの3年前事業年度 年 月 日 ~ 年 日) Bの4年前事業年度 **⑤** (年 月 年 月 日) 日 ~

実績判定期間:上記①~⑤

※指定を受けたことのない法人の場合は、そのうち2事業年度を選択

(年 月 日 ~ 年 月 日)(年 月 日 ~ 年 月 日)



☆ 基準1については、①~⑥のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-①

―公益性要件について― 【寄附金に係る相対値基準】

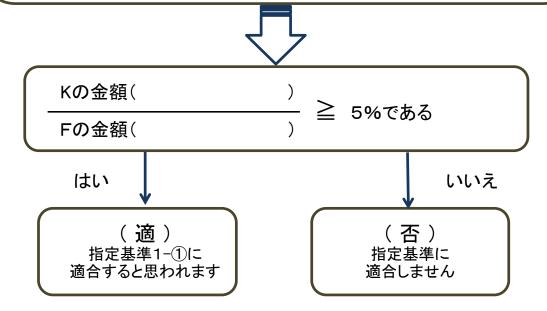
実績判定期間における A. 活動計算書の「総収入金額^(注)」 (円) B. 国・地方公共団体からの補助金等 (円) C. 資産売却による臨時収入 (円) D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) (円) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 (円) F. 差引金額(A - B - C - D - E) (円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額)を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額(注)」円)H. 同一者からの寄附金のうち、1者あたり基準限度額の合計円)I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)円)J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金円)K. 差引金額(G-H-I-J)円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



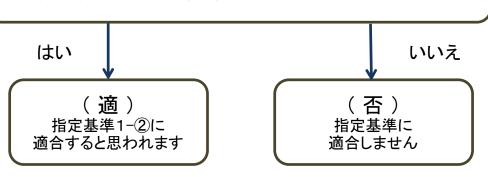
※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①~⑥のいずれかを選択して適用いただくことになります。

指定基準1-②

―公益性要件について― 【寄附金に係る絶対値基準】

<u>実績判定期間において</u>、年間3,000円以上の寄附者の数 が年平均25人以上である。



(注意事項)

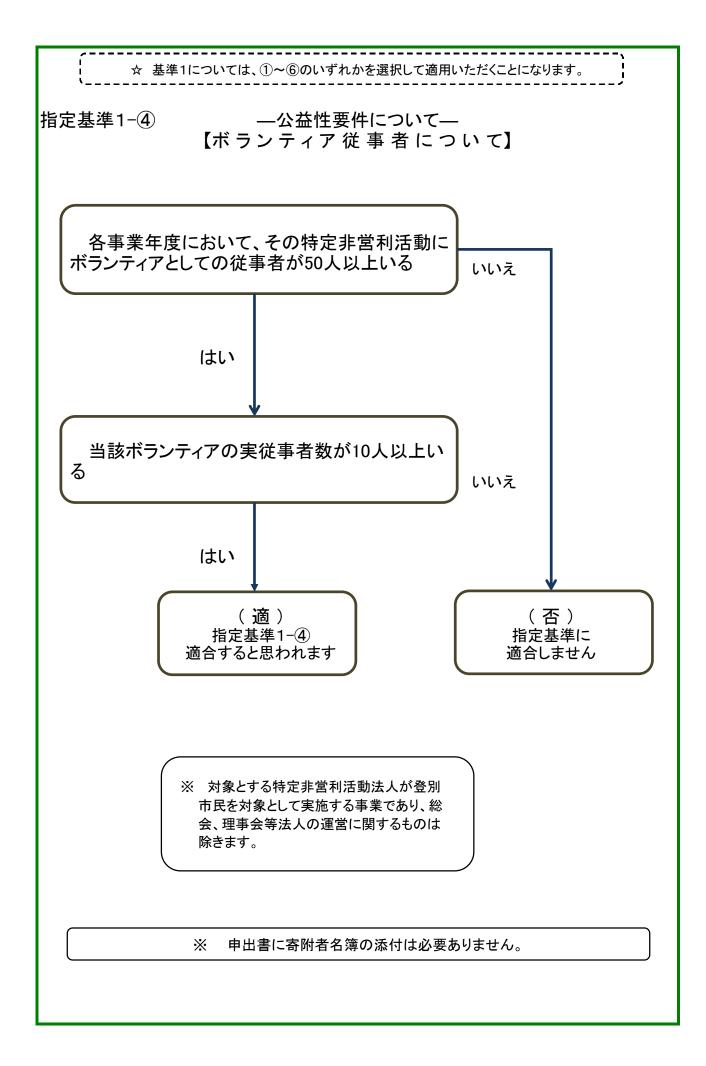
- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者 のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 〇 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの 者は寄附者数に含めません。
- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が25人以上でない事業年度がある場合には、次 の算式により年平均25人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

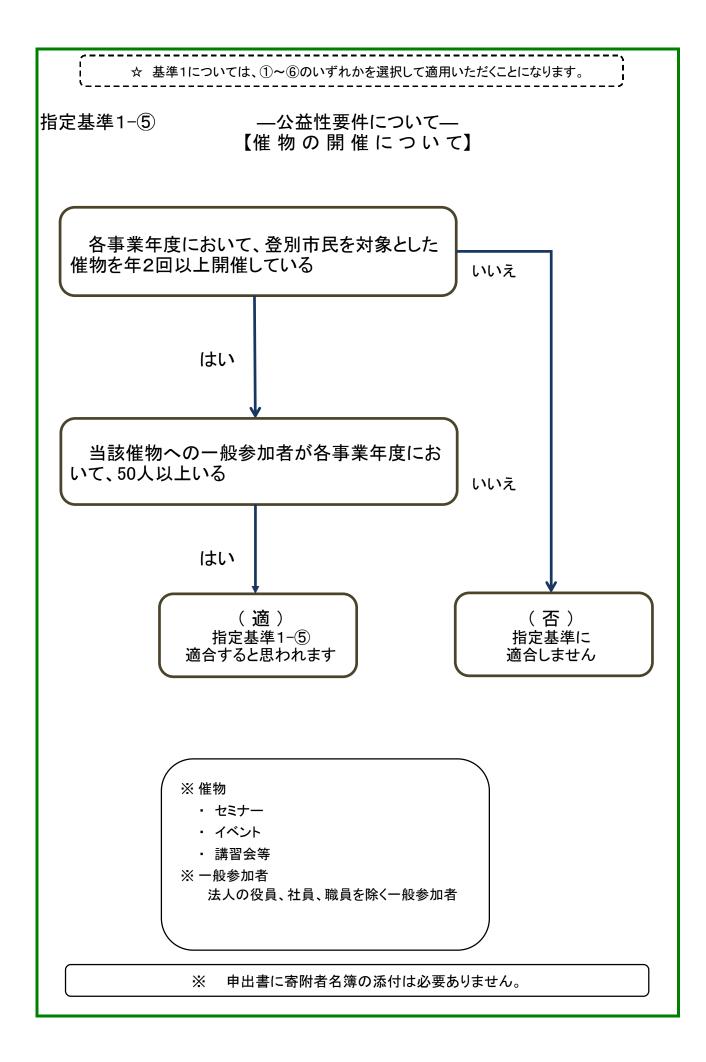
	実績判定期間月数(A)					年3,000円以上の寄附者数(B)	
1	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
2	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
3	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
4	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
⑤	自 至	年 年	月 月	日日	月		人
_				合 計	月		人

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準1については、①~⑥のいずれかを選択して適用いただくことになります。 ―公益性要件について― 指定基準1-3 【公益的事業の実施について】 各事業年度において国等から委託された事業または国の 補助金等を受けた事業を実施している はい いいえ (適) (否) 指定基準1-3に 指定基準に 適合すると思われます 適合しません ※ 国等とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年 法律第34号)別表第1に掲げる独立行政法人、地方独 立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人 及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

※ 申出書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

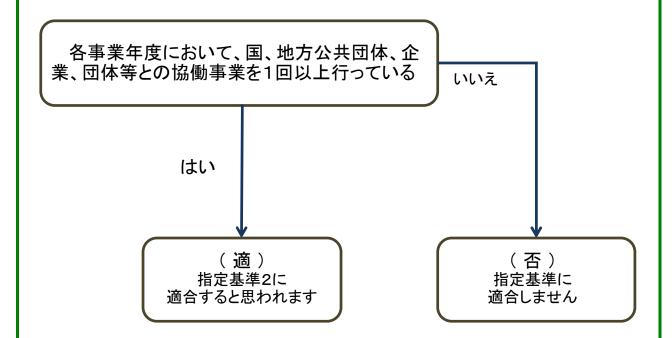




☆ 基準1については、①~⑥のいずれかを選択して適用いただくことになります。 ―公益性要件について― 【道条例個別指定法人】 指定基準1-6 道の条例により、道民税の優遇措置を受ける法人として個 別に指定を受けている はい いいえ 申出日の前日において条例の効力が生じている いいえ はい (否) (適) 指定基準1-6に 指定基準に 適合すると思われます 適合しません X 申出書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

指定基準2

―公益性要件について― 【 協働実績について 】



- ※ 対象とする協働事業 それぞれの主体が対等な立場で協力しあ う取組であり、協定書、会議録等書面で確 認が可能な事業
- ※ 対象とする協働事業の相手方
 - 国、地方公共団体
 - · 企業
 - 大学、研究機関
 - ・ 町内会、自治会等地縁組織など

指定基準3 ― 活動の対象について ―

*実績判定期間における*事業活動

- A. 会員等のみを対象と した物品の販売やサー ビスの提供
- C. 特定のグループにの み便益が及ぶ活動
- E. 特定の者の意に反し た行為を求める活動

- B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- D. 特定の人物や著作物に 関する普及啓発や広告 宣伝などの活動



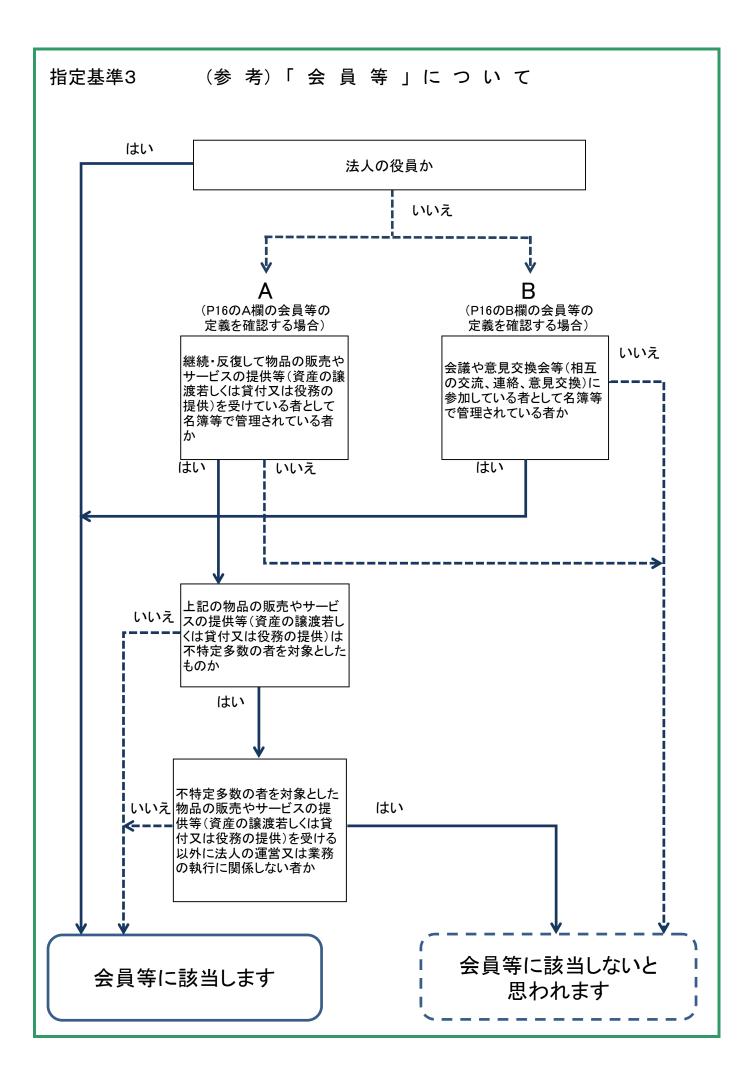
AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい (<u>適</u>) 指定基準3に 適合すると思われます

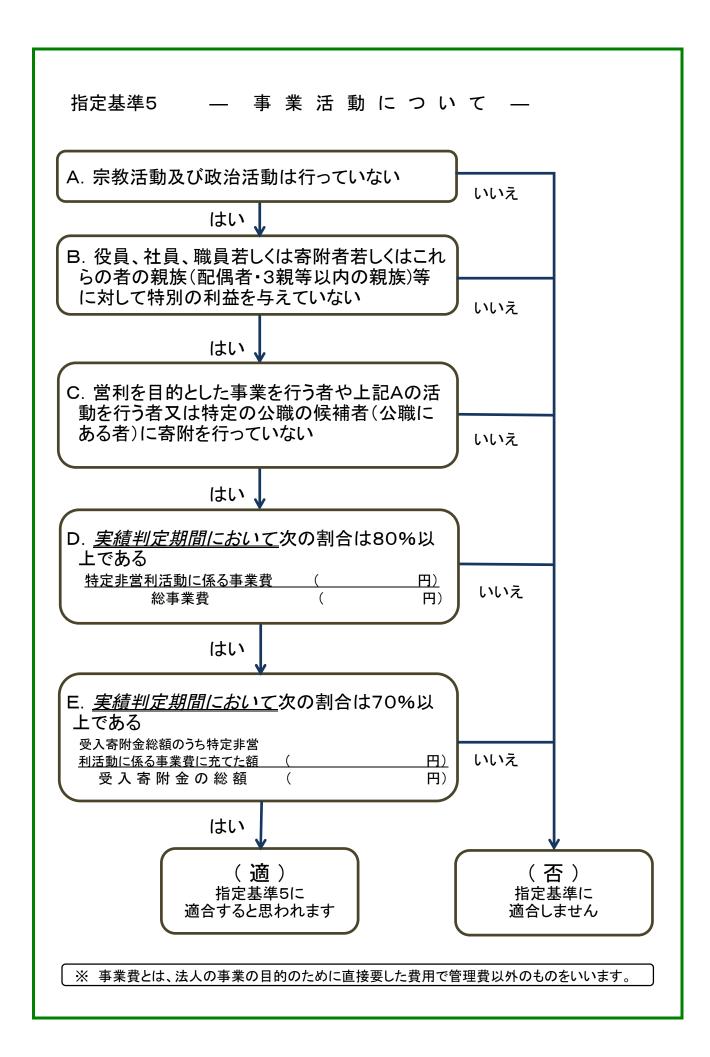
(否) 指定基準に 適合しません

いいえ

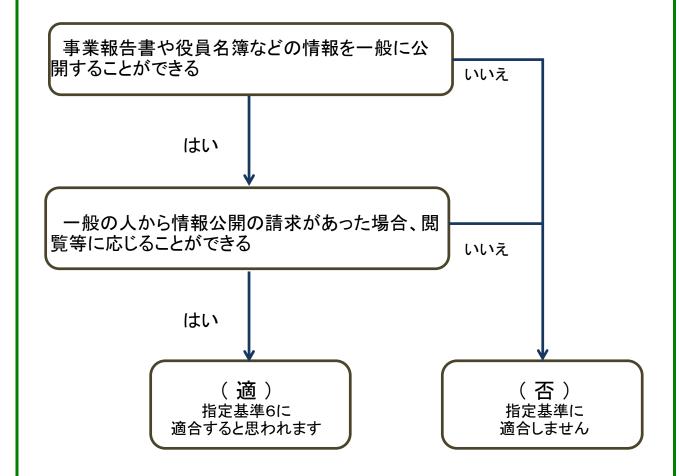
※ 「会員等」の定義については、P17を参照願います。



指定基準4 ― 運営組織及び経理について -役員総数のうち、役員及びその役員の親族(配 偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループ いいえ の人数の占める割合が1/3以下である はい 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人 並びにこれらの者の親族(配偶者・3親等以内の 親族)等で構成されるグループの人数の占める割 いいえ 合が1/3以下である はい 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けてい る又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記 いいえ 録し保存している はい 各社員の表決権が平等である いいえ はい 支出した金銭について使途が不明なものはな いいえ く、また、帳簿に虚偽の記載はしていない はい 主たる事務所に職員が1名以上置かれている いいえ はい (否) (滴) 指定基準4に 指定基準に 適合すると思われます 適合しません



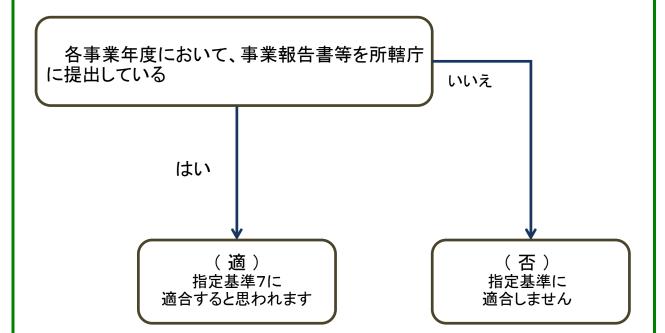
指定基準6 ― 情報公開について ―



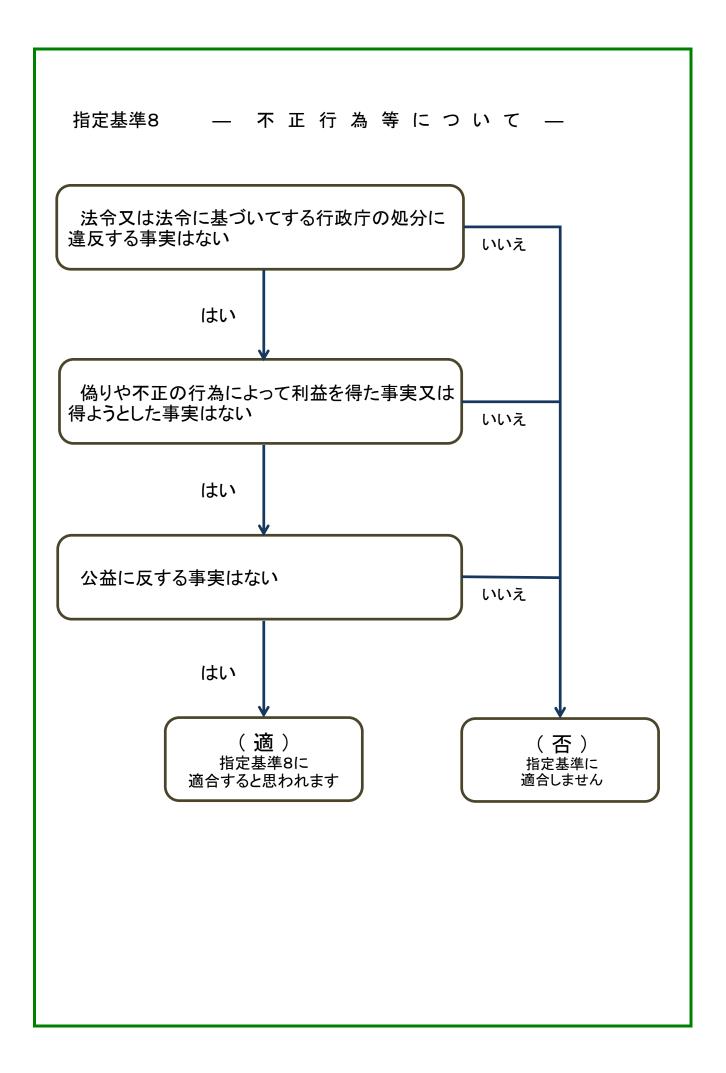
※ 閲覧の対象となる書類

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等 を記載した書類等
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に市長に提出した書類の写し

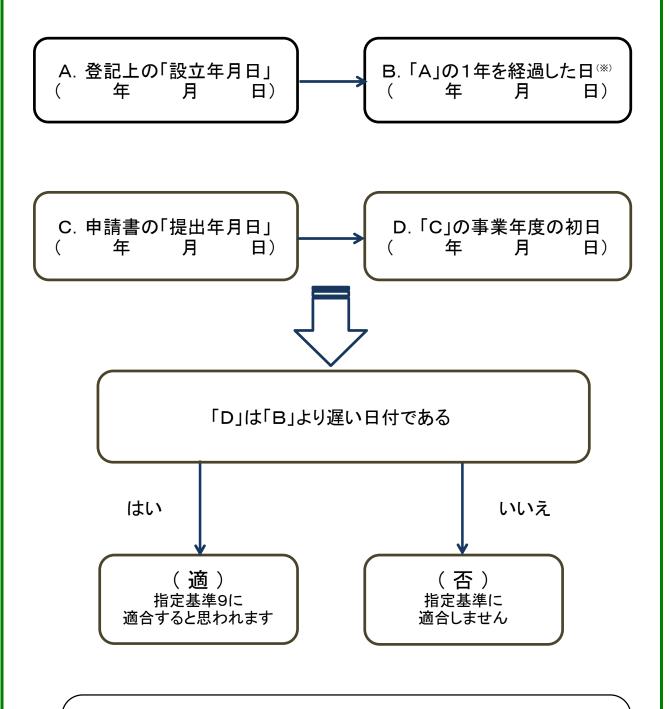
指定基準7 一 所轄庁への書類提出について —



- ※ 事業報告書等
 - 事業報告書
 - 財産目録
 - 貸借対照表
 - 活動計算書
 - 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び 住所又は居所を記載した書面



指定基準9 ― 設立後の経過期間について ―



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

